

○経済産業省告示第百十二号

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第十四号イ及びロの規定に基づき、平成二十一年経済産業省告示第三百七号（貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物）の一部を次のように改正し、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年五月十八日

経済産業大臣 海江田 万里

第二号2中「又は第十五号」を「、第十五号又は第十七号」に改める。